

平成29年第10回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年10月5日(木) 13時32分から14時39分

2. 開催場所 香美市役所 3F会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原 心一			
会長職務代理	3番	公文 久郎			
委員	1番	三谷 富重	4番	三木 克司	5番 森安 正
	7番	上島 陽子			
	8番	岡田 修一	9番	村田 正博	11番 横山 実男
	12番	西岡 久	13番	堤 昭雄	14番 西村 広幸
	15番	小松 和啓	16番	門脇 節夫	17番 山崎 彰
	18番	小松 源一			

4. 欠席委員 (1名)

2番 大岸 高晴 6番 水田 義郎 10番 宗石 和彦

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第4号	非農地証明願いについて
	第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第6号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
	第7号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第8号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	西村 安史
農地主幹	公文 正志
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

開会 (13時32分)

議長

ええと、すいません。ただ今より本日の会を進めていきたいと思っております。先日の台風18号に因りまして若干被害にあったというふうに聞いております。被害に遭われました皆さん方にお見舞いを申し上げ、また、早期の復旧に努めていただきたいというふうに思っています。また、これからは香北、また、物部の方では秋の実りと言いますか、稲刈りも段々進んでいくと思っております。若干天候がですね、なんか不順な天候になって色々と農作業に面しても大変ご苦労があるかと思っておりますけども、よろしくお願ひしたいと思います。また、あのう、先日サンピアで行われました農業委員さん、また推進さんの皆さん方の研修会にご出席

申請地は土佐山田町本村字ボヲノタキ462番1、地目は田、面積は839㎡、譲受人の耕作面積は9,599㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で10a当り119,189円で総額100,000円です。

3番、譲渡人、
譲受人、

申請地は、香北町岩改字仁王ケ石1294番1、地目は畑、面積は195㎡、譲受人の耕作面積は5,683㎡、譲渡理由は農業廃止(同市)、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は3で10a当り358,974円で総額70,000円です。

4番、譲渡人、
譲受人、

申請地は香北町岩改字仁王ケ石1292番1、地目は畑、面積は114㎡、譲受人の耕作面積は5,683㎡、譲渡理由は農業廃止(同市)、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は4で10a当り438,597円で総額50,000円です。

5番、譲渡人、
譲受人、

申請地は香北町清爪字宮ノ奈路2220番、地目は田、面積は1,078㎡、外2筆、計3筆で合計3,990㎡、譲受人の耕作面積は0㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は農家創設、権利の種類は所有権移転売買、資料は5で10a当り600,000円で総額2,394,000円です。

6番、譲渡人、
譲受人、

申請地は香北町岩改字土居3401番、地目は田、面積は527㎡、外2筆、計3筆で合計1,782㎡、譲受人の耕作面積は9,049㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は6で10a当り258,136円で総額460,000円です。

8番、譲渡人、
譲受人、

申請地は香北町五百蔵字五代屋敷1141番1、地目は田、面積は392㎡、外1筆、計2筆で合計1,380㎡、譲受人の耕作面積は3,936㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由はその他(買換)、権利の種類は所有権移転売買、資料は8で10a当り200,000円で総額276,000円です。

9番、譲渡人、
譲受人、

申請地は香北町谷相字下ノダ2351番、地目は田、面積は353㎡、譲受人の耕作面積は11,675.61㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は9で10a当り283,286円で総額100,000円です。

11番、譲渡人、
譲受人、

申請地は物部町庄谷相字西松カサコ832番、地目は畑、面積は457㎡、譲受人の耕作面積は15,230.77㎡、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、権利の種類は所有権移転贈与、資料は11です。

12番、譲渡人、
譲受人、

申請地は物部町庄谷相字上ミク子田940番1、地目は畑、面積は346㎡、譲受人の耕作面積は4,860㎡、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、権利の種類は所有権移転贈与、資料は12です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと思われます。

以上です。

以上説明が終わりました。2件についてはですぬ事前に取り下げということで、その他の件につきまして、皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かございませんか。

委員（8番） す。近隣の人には全部判子をもらって納得をしてもらっているという話を聞いてますけど。

はい、すいません、武内さん。

議長
推進委員
（10番） 写真の資料の14ですが、場所は橋川野のJRのバス停の南側にあたります。そこに自宅と、自宅の、写真の点々の上側にあるのが自宅というか橋川野におった時の自宅になります。これも同じように自分の土地です。それで隣接地及び周辺地域の関係者の方には、全部、全て同意書をもらっておりますので問題はないと思います。

議長
委員（8番） はい。調査員からの説明が有りましたが、すいませんが、1番のですね、■■■■さんの案件ですが、先程、岡田君の説明によりますと隠居屋という説明が有りました。

僕はそう聞いてますけど。

議長
委員（8番） ただあのう、農家住宅の場合には2件目は取得できません。ほんで先程言った北側に家があるのにそこが■■■■君のお家という事じゃなくてお姉さんの土地らしいです。お姉さんの土地に居候させてもろうちゅうらしいです。居候言うていいのかわからんけど、そこで住まいをしますということですが、そういうことであればですね、まあ、許可になるかもわかりません。ただこの人については高知市の方で住所があつてですね、そのの方に家があるかないかということについてはですね、調査かけてます。そういうことで2件目の家は持てませんので農家住宅の場合。そういう問題もあつてですね、ちょっと引かかることがあつて、今ちょっと調査をしておりますのでその調査が全てクリアできれば許可になるというふうな判断をしておりますので一応そのことをご説明をさせて頂いてご質問があれば受けたいと思います。

ちょっと説明を。

はい。

事務局
議長
事務局 この件について許可までの流れをちょっと説明させて頂きます。ここは1種農地ということで今日の委員会が通ればですね、今月末に農業会議の常設委員会とてここに各市の会長が集まるような会ですが、そこでかけます。それで通ればですね、次、高知県の方が転用許可の審議をしてですね、許可になると。その際にですね、都市計画課、県ですけど、県の都市計画課と農家住宅の協議ができてるか申請者が。その確認が有りますので農家住宅でないとはならないということにはなりますが、一応許可の、農家住宅という許可の見込みが、協議の見込みができてるといことですので、まだ協議はされてないですけど、その条件は一応満たしておるといことですよ。

以上です。

議長 先程説明があつたように県の方ですが、協議してますのでその県の方が許可があればですね、許可はできるということでご理解を頂きたいと思ひます。こういうところについては、農家住宅かまた分家住宅しか建ちませんので、一般の住宅は建ちませんので、そのところを皆さん方も十分わかつちゅうと思ひますけど、2件目の家の申請ということは許可になりませんのでよろしくお願ひ致します。

何かご質問有りませんか。無いようですので議案第2号について採決に入りたいと思ひます。議案第2号、農地法第4条の許可申請についての説明が有りま

したが、賛成の方の挙手をお願い致します。

——全員挙手——

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いをします。

議長

議案第3号農地法第5条による許可申請について説明します。

事務局

1番、譲渡人、XXXXXXXXXX 外1名、譲受人、XXXX
XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町
逆川字ムクノキ谷1561番、地目は田、面積は29㎡、外26筆、計27筆で
合計4,995.91㎡ 転用目的は山林、権利の種類は所有権移転売買、区域区
分はその他、開発行為は不要、資料は15、農地区分は2種農地その他、調査員
は大倉推進委員です。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であ
って、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該
当しない農地であるため第2種農地であると判断されます。

2番、譲渡人、XXXXXXXXXX、譲受人、XXXX
XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町植字タンガン
405番1、地目は田、面積は509㎡、転用目的は太陽光発電施設216
枚、パワコン9基49.5kw、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は3
53.54㎡、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は16、農地区分は2
種農地その他 調査員は堤委員です。申請地は農業振興地域内にある農用地以
外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のい
ずれの要件にも該当しない農地であるため第2種農地であると判断されます。
以上です。

はい、以上説明が終わりましたので。ええと、本日は大倉君が出席を頂いてま
せん。それで事務局の方にですね、文書で来てますのでそれで報告をお願いしま
す。

議長

事務局

はい。それではすいません。資料の15の1を開けて下さい。申請地はもう山
林に囲まれた龍河洞の上龍河と言うところで、特に周辺に農地がないというこ
とで影響がないという報告を受けております。事務局からの補足説明で今回は
ここをXXXXが購入するというところで、特に本来は山林に転用したいわ
けではないですが、XXXXのここは水源地という場所で他人に購入されても困
るということでXXXXすることの方が目的としてですね、農地は取得で
きないので山林に転用して購入するというようなことで、このような申請にな
っております。

すいません。堤君。2番。

議長

委員(13番)

はい。資料の16の1を見て下さい。この青いところが、周辺の隣地の許可を
全員得てくださいとお願いしましたが、この青いところで囲んであるところの
方の許可を得てませんので、私は判をつけておりません。
以上です。

事務局

それではすいません。この件について事務局から説明します。先程堤委員もお
っしゃられましたが、この東側の農地、青い囲んだ部分の所有者の同意が得られ
ておりません。所有者は死亡されておりまして、XXXXの方です。相続人を調査
しましたが、住所と名前だけでは市街の方なので調査はできませんでした。今
ここに仮登記、登記簿みたいな仮登記がついてます。その方に申請者が同意を貰

事務局
議長

はい。

① ここは貫えちゅうていうことやね。

事務局

上段というか、そこは貫ってます。

議長
委員 (13 番)
議長

そういうことです。16の3の5mで書きちゅう、この奥に赤い家があるけど、これは航空写真で見たらどれよ。そこまでいくか。ほんでこの会社からはね、例えば年に何回か草を刈って管理をするとかそういう文書はついてきてますか。

はい、申請には事業計画書というのをつけないといけないので表層の管理としては、今回は防草シートを張って管理をするという草についてはそういうふうな記載が有ります。

事務局
議長

けど、防草シートもいつまでももたんぞ。草が生えてきた場合に草刈りを、普通、県へ書類が出てきた時は年に2回ないし3回草刈りをしますというようなことがついてくるわけよ。そういうこともちゃんと会社がやるがですき。会社からそういう文書を貰うんよ。貰うちょかんと将来的にうちは電気を供給するだけ、発電するだけであって周辺の草は知らんとか、それから地主が買い取り、土地を。

購入。

購入された場合には特に電気事業者とかいうか、何言うたかね、これ、XXXXXXXXXX。

事務局

XXXXXXXXXX。

議長

XXXXXXXXXXか。そこの会社がちっと後々については草刈り等の管理をしますという、まあ言うたら誓約書と言うたらおかしいけど、そういうものを詰めてきてもらう必要があると思います。それがなかったら、それは認めて後で何かトラブルになった時に会社との農業委員会が中に入ったときに非常に困る。それは付いてない。よそは付けてくるろう。

事務局
議長

今のところ、まだ付いてないです。

事務局
議長

付いてない。そういうものが付いてきて許可ということにせんと今許可出して、許可貰うたき、それは、そんなこと付けんよと言われると困りますので、そういうものを付けて許可をすると。今日皆さん方に許可の判断をする時にですね、そういうふうにして頂きたい。何かご質問は有りませんか。ほんで昭雄君は、まあ言うたら自分が司法書士か誰かから農業委員会が代表というか植の担当地域で判を押してくれということと言われてきたんやね。

はい。

それは押してない。
押してない。

委員 (13 番)
議長

はい。

それも、XXXXXXXXXXさんて人がこのXXXXXXXXXXさんの代理というか。

委員 (13 番) 例の■■■さんか。

議長

委員 (13 番) はい。ちょっと噂では評判が非常に良くない方なので私もちょっと全員の許可を貰って下さいということをお願いしたんですが、どうしても貰えんということで判はついておりません。■■■さんていう方の土地を、ものすごく■■■さんていう人が売買したり、いろんなことやって手放せさせゆうていうような感じで周りの者はみんな受け取っちゃうがです。

委員 (13 番) 私もその話よう聞いてます。この人、■■■さんについては■■■の方で1人の人よね。

議長

委員 (13 番) はい。

議長

委員 (13 番) 何かご質問ありませんかね。

委員 (13 番) はい。

議長

委員 (13 番) はい、どうぞ、門脇君。

委員 (13 番) はい。これは地元の農業委員さんが判子を押してないということは我々も認めるわけにはいかんのでしょうか。それを乗り越えて出せというのは。

議長

委員 (13 番) まあ、言うたらね。まあ、言うたら。

推進委員 (16 番) 流れが。地元の人が納得してここで説明が出来るようになってからじゃないとどうも我々も乗り越えるわけには、それはこうじゃいか、やっちゃれやじゃいかんと思いました。

議長

委員 (13 番) 以上です。

推進委員 (16 番) 堤君の方からそこ言うてあるんで、その人がですね、反対して同意をくれんという人の同意が貰えたら、ただ堤くんも、そりゃあね、近所の人みんな同意貰えちゃうのに、堤君1人いかに言うわけにはいかんて思うきよね。まあ、あのう門脇さんの言われたこともそりゃあ、当然やと思う。我々として、同じ農業委員の立場として、責任者としてよね、地域の同意が得られてもないものを賛成するというわけにもいかん。

議長

委員 (13 番) まあ、その反対しゆう理由が先程言うには周囲の人がっていうことでしたけど、周囲の人がオッケーということで、誰かが説得じゃないけど、影響とか何とかもないき、判子押しちゃれやという形の中の説得が出来たら、それはそれでええんじゃないでしょうか。

委員 (13 番) とりあえず、1人よね。その反対しゆうのはね。

議長

委員 (13 番) はい。まあ、それからでしょう。僕の気持ちは。

議長

委員 (13 番) まあ、そういうことであればですね、1件ずつせなあいかんと思いますんで。外に何かご質問ありませんか。1番についてはですね、■■■が農地であるところ、現在。資料の15で見ますと1、2耕作放棄地になっちゃうがじゃない。

議長

委員 (13 番) 以前は中山間直接支払い入ってました。水稻きれいに作ってましたけど、売る

ということで。耕作放棄地と見えないこともないです。

事務局

資料の15の1を見ると航空写真ではですね、周囲が山林化しちゅう中でちよっとまあ、耕作をしてちゃんと管理しよったかなというようなことが見受けられますけど、段々高齢化したかどうか知りませんが、ようしくなくなり、誰かにということでも売りたいと言う意向があったらしいです。そこでまあ、■■■■としてはですね、極端な話、中国人に買われたらもう大事になります、そりゃあ。それで、それやったら■■■■が、自分ところが保存するために取得するのは当然のことやと思います。■■■■ですので農地として買ってそれを農地として使うということにはならないということで、山林に、将来的にはもう周辺の山林みたいになってですね、いくと思いますけれども、■■■■が買われるということであろうと思いますのでそういうことについては問題5条案件になりますけど問題無いというふうに思いますのでご理解いただきたいと思いますが、何かご質問ありませんか。格段無いようですので議案第3号につきましては1番についての案件について賛成の方の挙手をお願いを致します。

議長

——全員挙手——

はい、1番につきましては全員賛成ということでお願いをします。2番につきましての案件について賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

議長

——挙手なし——

全員反対ですか。そういう事で構いませんか。

まあ、反対というか、許可貰って下さいということ。

議長

これについては一応否決になったけれども、再度反対をされてくる、言う方の隣地の土地の反対をされてくる方の理解を得られて同意を頂けたら再度出して頂くということで、今日はその人の1人の分の同意を貰うたらいいいですよということにはしたくないと思います。改めて書類を出して貰いたい。再度。今日は否決。

委員(16番)

議長

あのですね、これ、香美市の委員会で決定する事項ではないので今日の否決をもって反対意見を県に出して、県が、県への申請ですので、そのような手順になるかと思えます。香美市の方ですね、申請があった物をずっと保留することはできませんので、今日の意見で香美市としては反対ですという意見を付して出したいと思いますが、構いませんか。

事務局

はい、構いません。これ、常設かかるか。

かかりません。

議長

かかりませんか。

事務局

かかりません。2種なんで。直接県が審査に入ってきます。飛び越えるか。

議長

農地区分よってですね、常設かけない案件が有りまして。

事務局

これを県が認めるであつたら、県が1人反対があるところに認めたというこ

委員 (16 番) とにならよね、それなりの見解は文書で貰わなあいかん。

事務局 けど、それは後々出てくるで。

議長 この件については否決ということでいくわけですね。

委員 (16 番) 今回は否決やね。

委員 (3 番) 否決ということ。保留ということじゃなしに。

議長 否決で、否決で、県へ回します。

委員 (3 番) 保留が処理期間というのがありまして、申請から3週間以内に県に送達しないといけませんので、保留が出来ませんので、否決というか反対ということで意見を意見書を作って提出致します。

議長 そういうことで構いませんか。

事務局 はい。

議長 はい、それでは続きまして、議案第4号非農地証明願いについての説明をお願いします。

委員 (3 番) 議案第4号非農地証明願いについて説明します。

議長 1番、申請人、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町上改田字平田201番3、地目は田、面積は129㎡、外1筆、計2筆で合計面積は222㎡ 非農地化した理由は201番の3については、戦前から侵入路として利用、平成10年から新築した住宅の進入路、駐車場として利用。201番の4については昭和47年から農業用倉庫用地として利用。調査委員は三木委員で資料は17です。

事務局 2番、申請人、XXXXXXXXXX、申請地は香北町梅久保字忠助996番、地目は畑、面積は353㎡、非農地化した理由は、周囲が山林であり、耕作条件が悪く、昭和50年頃より不耕作となり、現在では山林化(原野化)している。調査委員は森安委員で資料は18です。

議長 3番、申請人、XXXXXXXXXX、申請地は香北町梅久保字忠助995番、地目は畑、面積は211㎡、非農地化した理由は、周囲が山林であり、耕作条件が悪く、昭和50年頃より不耕作となり、現在では山林化している。調査委員は森安委員で資料は19です。

事務局 4番、申請人、XXXXXXXXXX、申請地は香北町梅久保字西谷779番、780番、781番合併、地目は畑、面積は72㎡、外4筆、計5筆で合計面積は1,507㎡ 非農地した理由は、周囲が山林であり、耕作条件が悪く、昭和50年頃より不耕作となり、現在では山林化している。調査委員は森安委員で資料は20です。

議長 以上です。

議長 はい、すいません。調査員の補足をお願いしたいと思いますが、1番の件について三木さんお願いします。

議長 はい。資料の17ですね。17の2を見てもらったら分かると思うんですけど、戦前から進入路として利用ということで平成10年から家を新築されてます。ずっと進入路として使ってまして、その下側にちょっと写真で見にくいかもしれませんが、畑があるんで、ちっちゃな畑があるんですけど、そこも判子を頂いておるということで、周りを見て頂いたらもう家ばかりですので畑と言

委員（４番） うような状況ではありませんので特に問題は無いかと思います。

はい。森安さんすいません、２、３、４と。

議 長 はい。２、３、４、資料見て頂いたらずっと下に田んぼが３枚あります。その下を林道が通っておりますが、そこから２００m位、１５０から２００位離れたもう周囲全部山林です。自分が昭和４０年頃、ここ山へ通った時分は何とか米を作っていましたけど、その後ずっと原野になっております。今、根須から左前方見たら切り剥いでます。次の目的はソーラーパネルをつけるようです。物凄い日当たりがえいところ。周囲山でもあるし、問題無いです。

委員（５番）

全体的に、地目、場所は同じところ。

同じところ。

議 長 以上補足説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますのでご質問がある方はすいません、お願いします。説明があったように格段問題が無いと思いますが、質問が無いようですので採決にはいりたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

委員（５番）

議 長

—— 異 疑 な し ——

はい、それでは、議案第４号非農地証明願いにつきまして、賛成の方の挙手をお願い致します。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして、議案第５号農地法第１８条第６項解約通知報告についての説明をお願いします。

議 長

議案第５号農地法第１８条第６項解約通知報告について説明致します。

１番、貸人、
、借人、
、申請地は土佐山田町下ノ村字西ノ久保７７３番、地目は田、面積は１、５４７㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成２９年８月３１日、解約理由は借り手の変更。

事 務 局

以上です。

議 長

はい。以上説明が終わりましたが、質疑に入りたいと思いますが、格段質問も無いかと思います。借り手の変更ということでいいんじゃないですか。さんが借りておりましたけれども今度は誰か別の人に貸されるということになるかと思えます。格段有りませんか。無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして、議案第６号農地法第４条の規定による届出の、これも報告ですが、説明をお願いします。

報告第６号農地法第４条届出報告について説明します。

１番、申請者、
、申請地は土佐山田町楠目字簾中９９６番１、地目は畑、面積は７２㎡、外１筆、計２筆で合計１９１㎡、転用目的は木造平屋建１棟、建築延面積は１９１㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は２１で調査員は事務局西村です。

事務局

以上です。

報告第6号について説明が終わりましたので、皆さん方よりご質問があれば受けたいと思いますが、何か有りませんか。市街化区域内で地目が畑でそのまま家が建っておったということであろうと思います。それをですね、今度は宅地に変更して、その家をそのまま使うのか分けてやるのかはちょっと定かではありませんけれども、そういう案件であります。

議長

通常は非農地証明の案件だと思うんですけども、届出って言うのは非常にスピーディ、早いんで多分そういうふうな始末書を付けて届出という手法が大体市街化ではとられています。

事務局

市街化やきできるということですので、あのう、問題無いと思いますので。この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきます。続きまして、報告第7号農地法第5条の届出の報告についての説明をお願いします。

議長

報告第7号農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、譲渡人、XXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町東本町5丁目89番、地目は畑、面積は165㎡、転用目的は2階建共同住宅、建築延面積は180㎡、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は22で調査員は事務局西村です。

事務局

以上です。

はい。以上説明が有りましたが、この件につきましても質疑を行いたいと思いますが、質問何か有りませんか。この件につきましても市街化区域内の中でまだ農地として地目が残っちゃったものについてここに新たに家を建てられるということで、今修正が出てきております。この件につきましても市街化区域内のことですので報告のみということですが、何かありませんかね。格段無いようですので報告のみとさせていただきます。

議長

続きまして、議案第8号香美市農用地利用集積計画の諮問であります、この件について説明をお願いします。

諮問第8号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、補足説明を行います。

まず、所有権移転の分について、議案書10ページから、資料は23となります。

事務局

先月の委員会で農地流動化事業により、高知県農業公社へ所有権移転のあった農地となります。

農業公社から受け手のXXXXXXXXXXの方に所有権移転となり、柚子を栽培する計画です。

続きまして、議案書11ページから、資料は24からの賃借分について説明します。

1番は、新規設定で、借受人がニラを栽培しているXXXXXXXXXXさんで、経営規模拡大のため利用権を設定し、レンタルハウスの補助事業を受ける予定となっております。場所は、現在XXXXXXXXXXさんから借りている農地の近くで一つ南になります。

2番は、報告第5号で借り手の変更により解約のあった農地です。借受人の事業規模拡大の希望により借り受け、ニンニクの栽培を行います。

3番は、再設定の登録になりますが、貸付人の要望により、借受人が野菜を栽培します。

4番、5番は、新規設定で貸付人の要望により、借受人の[]が水稻を栽培します。

6番は、新規設定で、貸付人の要望により、農地の近くに住んでいる借受人が野菜を栽培します。

いずれも、農業安定基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、皆さん方から何かご質問ありませんでしょうか。

ちょっと。

議長 はい、どうぞ。

委員(9番) 補足説明を。2番ですけど私が借りちよった人とちょっと名前が違いますけど相続をされてなかったのでお孫さんが相続をされましたので名前が変わります。

議長 了解です。私も何か借り替えようとしていたけど名前が違うき、孫の名前に。委員(9番) []さんのお孫さんです。

議長 ええと格段有りませんか。格段無いようですので諮問第8号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画で売買の分賃貸の分について一緒にしたいと思いますが、賛成されます方の挙手をお願いします。

委員(9番)

——全員挙手——

議長 はい、どうも有難うございました。全員賛成です。引き続きまして、議案第9号その他の件ですが、事務局より説明があります。

売りたい・貸したいについて説明を致します。

議長 1番 売りたい、貸したい、住所、[]さん、所在地は土佐山田町山田字リアンブン1092番1、面積は806㎡、地目は畑、外5筆、計6筆で合計面積1,601㎡となっております。金額は相場という事で明確な数字は出ておりません。地目は畑となっておりますが、登記地目は全て雑種地となっております。現況は畑ということで農家台帳にも載っております。

事務局 2番、売りたい、住所、[]さん、農地の所在地は香北町岩改字女夫木2436番、面積は214㎡、地目田、外2筆、計3筆で1,284㎡となります。金額は全てで20万円となっております。一括の売却を希望されております。資料は31となります。以上です。

説明が有りましたので、皆さん方からご質問をあれば受けたいと思いますが、なお、私の方から資料30の1、航空写真が載っておりますが、その上段にて

議長 すね、赤く囲ってあります②③の左側に道がありますが、これが昔の永楽座通り、これ野市の戸板島の橋の方へ行く道ですが、そこまでこの[]君という人の土地はあります。多分こっちはもう雑種地か何かにしちゅうがだったと思います。赤く塗ってあるところがですね、固定資産税が非常に高いというようなこともあって、航空写真では柿ノ木が植わってませんが、柿の木を植えて農地にしてですね、税金を安くしてもらおうということでそういう手続きをしちゅうと思

います。随分前から私、この人、今、名前は多分息子さんの名前だと思いきげんど、お父さんが同級でして前からこの土地をですね、誰か買うてくれんろうか、買うてくれんろうかという話がありました。なんでこんなに買うたでえって、お父さんが買うちよつたらしいですね。あのう、写真を見たらわかると思いますが、農面道路がいながら真ん中をぶち切って北側にも土地がありますけどそういうふうな状況になってます。そんなことですね、この北側の写真の③のという枠の中へはですね、生コン車がよく駐車をしちゅうと思いきげんど、あそこは■■■■■に、もう処分しちゅうがです、その当時に。けれども後はまた別の会社の■■■■■さんがあそこを駐車場になってます。多分ここは農用地から外れちゅうんでそういう形になっちゅうと思いきげんど。その右に何かほんとは狭いところ、ちよつとしたところが残りゅう、南側に残りゅうってことで道に遮断をされましたのでこういう状況になっちゅうと思いきげんど。当時随分高い値段で買うちゅうにかわりません。びっくりするばあ。今になってですね、相場程度じゃ言う、相場を言われても何ぼなあ言われても私はよう言いきげんど。びっくりするばあ安いので。ただもう私も前からここへ家を建てたいと言う人がおってですね、何とかならんろうかという話もありまして聞いてみましたけどこの農面道路から直接土地へ入るようには橋を架けたりしてできんらしいですね。農面道路という道は、直接土地へ入るようにならぬでも入り口をつけてできんらしいです。そんなこともあってですね、なかなか難しいじやないろうかというふうに思いきげんど。なかなかこの土地についてはですね、もういわく因縁つきで買いたいと言っても家も建たんし、農業用倉庫は建つらしいです。それから資材置き場とかそんなものにするにはできると聞いてますが、北側から道から直接入れる状況にならぬとなかなか利用価値が少ないと思いきげんど。以上ですが、今までは売りたいと言ってきましたけど、農業委員会まで直接書類が出てきたのは初めてですので、また、ちよつと話をしてみたいかんというふうな思いきげんど。なかなかこれを農業委員会へ持って来て農地で買えじや言うたって農地というそういう状況では有りませんので、たぶん、今の土地についてもですね、トラクターを借りて耕運するというもんじやあ有りません。たぶん石をガラガラあって駐車場みたいになってますんで、草はある程度きれいに刈って管理してます。そういう状況です。あのう、もし誰かあの土地をっていうことがあればですね、また農業委員会の方に繋いで頂いたら有りがたいと思いきげんど。何か質問があれば私もわかる範囲で1番の分についてはですね、説明ができと思いきげんど。あのう、そう、バラ園のもうちつと西へ行つたところ。市街化区域から1キロ500までの範囲やったら家が建つと聞いてますが、ここはねそこに到達してません。

家が何mおきがないといかん。50軒やったら50軒ずらつと建ちよらんといかんというふうに。なかなか。

これ、あのう、規制がちよつと緩やかになつたらね。家が建つかもわかりません。場所的にはまあまあ、えいところ。です。

委員 (14 番)

本日の議案としてはですね、以上のようなことです。皆さん方から何かご意見なりあれば頂きたいと思いきげんど。

議長

はい。

はい、どうぞ。

委員 (16 番)

あっせんその■■■■■の人じゃけど、航空写真で見ると2番の矢印の辺はこれ柚子じやないろうかなと思いきげんど。

それね、金柑植えちゅう。

- 議長
委員 (16 番) 金柑。金柑。
その方が希望がないろうかねと思うて今ふと思ったけど、隣じゃのうて。
- 委員 (15 番) そうそう。この辺で誰か地区の人誰かおらん、岩改、担当。
- 委員 (16 番) 金柑は初めてじゃよ
- 委員 (16 番) 金柑にこだわらんきよ。
- 議長
委員 (16 番) その家が見えゆう、その黄色い枠の上側に家が見えゆうその人は金柑を植えちゆう。その人が他へお勤めしちよった人が将来的に金柑を売ってやっていきたいということで勤めゆううちに植えたような状態。
- 議長
委員 (15 番) 是非その人にちょっと相談してみて下さいや。実はこうこうで金柑の隣の土地が売りに出ちゆうがって言うことで。
- 委員 (15 番) 値段も出ちゆう。
- 議長
委員 (16 番) 値段も出ちゆう。全体で20万て出てますんでね。あのう、■■■さんが買いにくるで。■■■さんこの間新聞になかなか太うに出ちよったね。太らん、太らん言うけどよ、もうはや新たに植わちゆうがが、1m50ばあになちゆうが。ただ、あの木は手持っていったらバラがどっさりある。
- 議長
委員 (16 番) 葉っぱが剣。
- 議長
委員 (16 番) そうよね。私もこの間ほんと道ぶちやき、これがそうかと思って車を停めて見てみたらちょっと触ったら棘がどっさりある。
- 委員 (16 番) もみの木みたいな棘。
- 議長
委員 (16 番) もみの木はあんな棘じゃないで。
- 議長
委員 (14 番) もみの木のほうが尖ちゆう。
- 委員 (14 番) えらい。
- 議長
委員 (14 番) 榧とか。
- 委員 (14 番) もみの木が2つに分かれて榧は1本じゃき。
- 議長
委員 (14 番) なかなか詳しいね。
- 委員 (14 番) もみの木と外から見たらあんま変わらんね。
- 委員 (13 番) 変わらん。
- 委員 (16 番) すいません。売りたい案件出てますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。
- 議長
委員 (13 番) すいません。最後に次回の会場報告をお願いします。
次回は11月2日、香北です。場所が初めてってということで知らない方がおる

議長 ということですので、ちょっとこういった地図がありますが。実際香北支所なのでどうですか。わかりそうですか。

事務局 香北支所の北側に、白地になっちゅうところ、ここが駐車場です。前にあった建物を壊して駐車場。

議長 香北町の役場よ。

議長 そう。

委員 (14 番) それのその西側。西側の建物。

議長 駐車場は十分あります。十分ありますので。

委員 来月は11月2日で、場所はここですのでよろしくをお願いします。以上です。どうもお疲れ様でした。有りがとうございました。

事務局 閉会 (14時39分)

議長

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

署名人

署名人